

議第117号

呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
及び呉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び呉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
及び呉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年呉市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後
(教職調整額の支給等)	(教職調整額の支給等)
第3条 高等学校の教育職員（呉市職員の給与に関する条例（昭和27年呉市条例第1号。以下「給与条例」という。）別表第3教育職給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者に限る。第3項及び第6条において同じ。）のうちその属する職務の級が給料表の特2級、2級又は1級であるものには、その者の給料月額の <u>100分の4</u> に相当する額の教職調整額を支給する。	第3条 高等学校の教育職員（呉市職員の給与に関する条例（昭和27年呉市条例第1号。以下「給与条例」という。）別表第3教育職給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者に限る。第3項及び第6条において同じ。）のうちその属する職務の級が給料表の特2級、2級又は1級であるもの <u>（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第3項において同じ。）を除く。）</u> には、その者の給料月額の <u>100分の10</u> に相当する額の教職調整額を支給する。
2 略	2 略
3 高等学校の教育職員（管理職手当を受ける者を除く。第6条において同じ。）については、給与条例第12条及び第13条第2項の規定は適用しない。	3 高等学校の教育職員（管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。第6条において同じ。）については、給与条例第12条及び第13条第2項の規定は適用しない。
付 則	付 則

1・2 略

1・2 略

3 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

(呉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 呉市職員の給与に関する条例（昭和27年呉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(義務教育等教員特別手当) 第14条の6 高等学校に勤務する教育職員（教育職給料表の適用を受ける者に限る。）には、義務教育等教員特別手当（以下「教員特別手当」という。）を支給する。	(義務教育等教員特別手当) 第14条の6 高等学校に勤務する教育職員（教育職給料表の適用を受ける者に限る。）には、義務教育等教員特別手当（以下「教員特別手当」という。）を支給する。
2 教員特別手当の月額は、20,200円を超えない範囲内で、職務の級及び号給の別に応じて、規則で定める。	2 教員特別手当の月額は、20,200円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（ <u>定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級</u> ）の別に応じて、規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、規則で定める。
3 略	3 略

第3条 呉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

教 育 職 給 料 表

区分 号	職務の級 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
1	214,800	261,700	334,400	391,300	466,600	
2	217,200	263,100	336,200	392,800	468,400	
3	219,500	264,500	338,000	394,200	470,200	
4	221,800	265,900	339,700	395,600	472,000	
5	224,100	267,300	341,300	397,000	473,700	
6	226,300	268,500	343,200	398,400	475,400	
7	228,500	269,700	345,100	399,900	477,300	
8	230,700	270,900	346,900	401,300	479,100	
9	232,900	272,200	348,700	402,600	480,800	
10	235,100	273,300	350,700	404,000	482,400	
11	237,300	274,400	352,500	405,500	484,000	
12	239,500	275,600	354,200	407,000	485,500	
13	241,700	276,900	355,900	408,300	487,000	
14	243,800	278,600	357,600	409,800	488,300	
15	245,900	280,300	359,100	411,300	489,700	
16	248,000	282,000	360,700	412,800	491,000	
17	250,100	283,700	362,300	414,200	492,200	
18	251,900	285,700	363,600	415,800	492,800	
19	253,600	287,900	364,800	417,400	493,400	
20	255,300	290,100	365,900	418,900	494,100	
21	257,000	292,300	367,200	420,100	494,700	
22	258,300	294,500	368,800	421,500		
23	259,600	296,700	370,400	422,900		
24	260,800	298,800	371,900	424,200		
25	262,000	300,800	373,300	425,800		
26	263,200	302,700	374,900	427,200		
27	264,400	304,600	376,400	428,500		
28	265,600	306,400	377,900	429,900		
29	266,700	308,200	379,400	431,300		
30	267,700	310,100	381,000	432,600		
31	268,800	311,900	382,600	434,100		
32	269,800	313,600	384,100	435,600		
33	270,900	315,300	385,600	437,200		
34	272,000	317,100	387,200	438,600		
35	273,200	318,800	388,700	440,200		
36	274,500	320,400	390,200	441,700		
37	275,700	322,000	391,700	443,400		
38	276,800	323,700	393,200	444,900		
39	278,000	325,500	394,700	446,500		
40	279,100	327,200	396,100	448,100		
41	280,400	328,500	397,400	449,600		
42	281,400	330,400	398,900	451,100		
43	282,400	332,200	400,300	452,300		
44	283,300	333,900	401,700	453,500		
45	283,900	335,500	403,200	454,700		
46	284,700	337,400	404,800	456,000		

	47	285, 500	339, 100	406, 400	457, 200	
	48	286, 300	340, 800	407, 800	458, 400	
	49	287, 000	342, 500	409, 000	459, 500	
	50	287, 800	344, 200	410, 400	460, 700	
	51	288, 500	345, 900	411, 800	461, 900	
	52	289, 300	347, 600	413, 100	463, 100	
	53	290, 100	349, 300	414, 300	464, 300	
	54	290, 900	350, 600	415, 500	465, 500	
	55	291, 600	351, 900	416, 800	466, 700	
	56	292, 400	353, 200	418, 100	467, 900	
	57	293, 100	354, 700	419, 400	469, 000	
	58	293, 700	356, 300	420, 700	469, 600	
	59	294, 500	357, 800	422, 100	470, 100	
	60	295, 300	359, 400	423, 300	470, 600	
	61	296, 000	360, 800	424, 500	471, 100	
	62	296, 600	362, 400	425, 900		
	63	297, 400	364, 000	427, 300		
	64	298, 000	365, 400	428, 600		
	65	299, 000	366, 900	429, 800		
	66	299, 800	368, 500	431, 000		
	67	300, 500	370, 100	432, 300		
	68	301, 200	371, 600	433, 700		
	69	301, 800	373, 100	435, 000		
	70	302, 500	374, 700	436, 200		
	71	303, 200	376, 200	437, 200		
	72	303, 900	377, 700	438, 400		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	304, 600	379, 200	439, 600		
	74	305, 300	380, 800	440, 700		
	75	306, 000	382, 400	441, 900		
	76	306, 500	383, 900	442, 900		
	77	307, 100	385, 300	444, 000		
	78	307, 700	386, 700	445, 000		
	79	308, 400	388, 100	446, 000		
	80	309, 000	389, 400	447, 000		
	81	309, 500	390, 700	447, 900		
	82	310, 100	392, 100	448, 700		
	83	310, 800	393, 400	449, 500		
	84	311, 500	394, 700	450, 300		
	85	312, 100	395, 800	451, 000		
	86	312, 900	397, 200	451, 400		
	87	313, 600	398, 500	451, 800		
	88	314, 200	399, 800	452, 200		
	89	314, 900	401, 000	452, 600		
	90	315, 700	402, 300	452, 900		
	91	316, 500	403, 400	453, 200		
	92	317, 300	404, 600	453, 400		
	93	317, 800	405, 800	453, 700		
	94	318, 600	406, 900	454, 000		
	95	319, 400	408, 100	454, 300		
	96	320, 200	409, 300	454, 500		

97	320, 800	410, 700	454, 700	
98	321, 500	411, 700	455, 000	
99	322, 300	412, 700	455, 300	
100	323, 000	413, 700	455, 500	
101	323, 800	414, 600	455, 700	
102	324, 600	415, 600	456, 000	
103	325, 500	416, 700	456, 300	
104	326, 300	417, 800	456, 500	
105	326, 900	418, 500	456, 700	
106	327, 700	419, 400		
107	328, 500	420, 300		
108	329, 300	421, 200		
109	330, 000	422, 000		
110	330, 400	422, 800		
111	330, 700	423, 600		
112	331, 200	424, 400		
113	331, 700	425, 000		
114	332, 100	425, 700		
115	332, 500	426, 400		
116	332, 900	427, 100		
117	333, 400	427, 700		
118	333, 900	428, 200		
119	334, 300	428, 500		
120	334, 800	428, 800		
121	335, 300	429, 100		
122	335, 700	429, 400		
123	336, 100	429, 700		
124	336, 600	429, 900		
125	337, 100	430, 100		
126	337, 400	430, 400		
127	337, 700	430, 700		
128	338, 000	430, 900		
129	338, 200	431, 100		
130	338, 500	431, 400		
131	338, 800	431, 700		
132	339, 000	431, 900		
133	339, 200	432, 100		
134	339, 400	432, 400		
135	339, 600	432, 700		
136	339, 900	432, 900		
137	340, 200	433, 100		
138	340, 400	433, 400		
139	340, 700	433, 700		
140	341, 000	433, 900		
141	341, 200	434, 100		
142	341, 400	434, 400		
143	341, 700	434, 700		
144	341, 900	434, 900		
145	342, 200	435, 100		
146	342, 400			

	147	342,700				
	148	343,000				
	149	343,200				
	150	343,400				
	151	343,700				
	152	344,000				
	153	344,200				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額					
	249,100	290,800	321,000	350,100	437,900	

- 備考 1 この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他これら の職務に相当する職務として規則で定める職にあるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に30,700円を、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に23,000円をそれぞれ加算した額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって施行日の前日まで同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間ににおける当該者に対する呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定による教職調整額の支給については、第1条の規定による改正後の呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和8年1月1日から同年12月31日までの間における第3条の規定による改正後の呉市職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）別表第3の適用については、同表備考第2項中「30,700円」とあるのは「11,500円」と、「23,000円」とあるのは「3,800円」とする。
- 4 令和9年1月1日から同年12月31日までの間における改正後給与条例別表第3の適用については、同表備考第2項中「30,700円」とあるのは「15,400円」と、「23,000円」とあるのは「7,700円」とする。
- 5 令和10年1月1日から同年12月31日までの間における改正後給与条例別表第3の適用については、同表備考第2項中「30,700円」とあるのは「19,200円」と、「23,000円」とあるのは「11,500円」とする。
- 6 令和11年1月1日から同年12月31日までの間における改正後給与条例別表第3の適用については、同表備考第2項中「30,700円」とあるのは「23,000円」と、「23,000円」とあるのは「15,300円」とする。
- 7 令和12年1月1日から同年12月31日までの間における改正後給与条例別表第3の適用については、同表備考第2項中「30,700円」とあるのは「26,900円」と、「23,000円」とあるのは「19,200円」とする。

(提案理由)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法及び教育公務員特例法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。